

平成十七年国家公安委員会規則第十一号

携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第八條第一項の規定に基づき、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則を次のように定める。

（契約者確認の求めに係る方法）

第一条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第八條第一項の規定により、警察署長が法第九條第一項に規定する事項の確認（以下「契約者確認」という。）をすることを求めるときは、当該携帯音声通信事業者に対し、別記様式の契約者確認要求書を交付して行うものとする。

2 警察署長は、法第八條第一項第一号に該当する場合（法第十九條及び同条の罪に係る法第二十六條の罪に当たる行為に係るものを除く。）その他必要があると認める場合は、当該通話可能端末設備又は契約者特定記録媒体（次条において「通話可能端末設備等」という。）の提示を伴う契約者確認をすることを求めるものとする。

（契約者確認の求めに係る調整）

第二条 警察署長は、法第八條第一項の規定による契約者確認をすることを求めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項のすべてを警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に報告しなければならない。

一 警察署の名称

二 通話可能端末設備等の電話番号

三 通話可能端末設備等に関し法第八條第一項各号に定める罪に当たる行為のいずれかが行われたと認められる日のうち最も遅い日

四 前条第二項の規定により通話可能端末設備等の提示を伴う契約者確認をすることを求める必要の有無

五 前各号に掲げるもののほか、次項及び第四項の調整に関し参考となる事項

2 前項の規定による報告を受けた警察本部長は、当該道府県において、当該契約者確認の求めが他の警察署長による契約者確認の求めと重複しないよう調整を行うものとする。

3 第一項の規定による報告を受けた警察本部長は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項のすべて（他の警察署長による契約者確認の求めと重複することが判明した契約者確認の求めに係るものを除く。）を警察庁長官に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた警察庁長官は、当該道府県以外の道府県において、当該契約者確認の求めが他の警察署長による契約者確認の求めと重複しないよう調整を行うものとする。

附 則

この規則は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年五月五日）から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二二日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十六号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二二日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の

検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六條の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式

契約者確認要求書	
年 月 日	
殿	
警察署長 閣	
<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の規定により、下記の通話可能端末設備又は契約者特定記録媒体に係る役務提供契約に係る契約者について、法第9条第1項に規定する事項の確認（以下「契約者確認」という。）をすることを求めます。</p>	
記	
1 電話番号	
2 法第8条第1項各号に定める罪に当たる行為のいずれかが行われたと認められる日のうち最も遅い日	
3 通話可能端末設備又は契約者特定記録媒体の提示を伴う契約者確認をすることを求める必要の有無	
【警察署の所在地】〒	（電話）
【担当者氏名】	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。